

## 平成25年度第2回青森市健康福祉審議会障害者福祉専門分科会 会議概要

日 時：平成26年2月21日（金） 午後6時30分～午後7時50分

場 所：市役所第2庁舎 2階庁議室

出席委員：前田保会長、鎌田慶弘委員、河合敏雄委員、田中文明委員、成田祥耕委員、  
船木昭夫委員 《計6名》

事務局：健康福祉部長 赤垣敏子、健康福祉部次長 貝森敦子、  
障害者支援課長 百田満、同課副参事 長内哲史、  
浪岡事務所健康福祉課副参事 加福拓志、障害者支援課主幹 田澤康治、  
同課主幹 白戸高史、同課主査 佐藤進一、同課主査 唐川昌彦、  
同課主事 角田登記子 《計10名》

### 会議次第

- 1 開会
- 2 健康福祉部長あいさつ
- 3 審議案件
  - (1) 青森市障害者計画の進捗状況について
  - (2) 平成26年度の主な取組みについて
- 4 報告事項
  - (1) 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて
  - (2) 「障害」の「害」の字のひらがな表記について
  - (3) 国の制度改正について
- 5 その他
- 6 閉会

### 議事要旨

#### 審議案件（1）青森市障害者計画の進捗状況について

事務局から資料1に基づき説明

#### 質疑応答

委員

- 青森市の就労移行支援事業所における平成24年度の一般就労の実績を教えてください。

- ・（事務局）平成24年度に就労移行支援事業所から一般就労につながった方の実績は5人となっている。このほか就労継続支援A型事業所から2名、合計7名となっている。

#### 委員

- 私に関係者の方から聞いたところによると、今年度、1月末までの段階で、就労移行支援事業所3事業所から合計7名の方が一般就労している。また、藤チャレンジズの登録も今年は60名を超えていると聞いているので、ますますこの事業の内容が深まってきていると思っている。
- 青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進について、実績額等を教えてほしい。

- ・（事務局）障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、平成24年度は131,940円、重度障害者多数雇用事業所であるコロニー印刷は、8,037,748円、トータルで約8,169千円の実績となっている。今年度の実績は、コロニー印刷を除き、612,960円となっている。

#### 委員

- 「第2章 障害者の安全・安心の確保」の第3項に関して、今年、青森市の委託事業として、若者に関する消費者教育のモデル事業で、青森大学の学生、精神障害者のデイサービス施設、第二高等養護学校の生徒を対象に、4回のカリキュラムで実施した。全国的にも消費者教育の中で障害者に対してどのように取り組むかは大きな課題となっている中、このような市民生活に関する事業などは、当然障害者にとっても生活する一人の市民として関連性があるので、庁内の中で確認してほしい。  
また、障害者を対象とした消費者相談の対応については、障害者の部署と連携しなければならない。国で定めた消費者教育については、いろいろと言われているので、今後充実させていってほしい。

- ・（事務局）障害者計画は、関係部局と連携し情報共有しながら進めていかなければならないと認識している。  
消費生活に関しては、今年度、市の消費生活センターを青森県消費者協会に委託したことにより、幅が広がったものと受け止めている。

#### 議決

- 審議案件（1）「青森市障害者計画の進捗状況」について、全会一致で了承された。

## 審議案件（２）平成２６年度の主な取組みについて

事務局から資料２に基づき説明

### 質疑応答

委員

- 愛護手帳のAとBとの差がありすぎる。年金は、Aが8万いくら、Bが6万いくら。また、Aは生活支援としてタクシー券が交付される。医療費は、Aは無料だが、Bは3割負担。あるBの方は1か月おきに医療費に4～5千円かかっている。予算を組むにあたっては、弱い子どもたちに直に支援できるような予算にしてもらえればと思う。
- ・（事務局）愛護手帳の判定基準については、国のルールにより県が判定基準を決めることになっているため、団体の方々の声を県に届けなければならないものと思っている。年金については、愛護手帳の判定基準ではなく、その方の日常生活における支援や介護の程度がどうなのかということのみでみているため、必ずしもBの方が全て障害基礎年金2級ということにはならない。総合的に判断するのが年金の基本的な考え方だ。一方、市の様々な事業において、現在、愛護手帳の程度でサービスを区分していることについては、今後の検討課題とさせていただきたい。

委員

- 「No.7 訪問入浴サービス事業」の対象者について、愛護手帳と精神障害者保健福祉手帳を有する障害者は対象とならなくなったのか。
- ・（事務局）対象者は、市内に居住する歩行が困難な在宅の障害者等であって、移送に耐えられない等の事情のあるものとしており、これまでの実績からも身体障害者のみが利用している状況にあることから、縮小させていただいた。

委員

- 歩行困難の捉え方だが、知的障害者や精神障害者でも歩行が困難な時期があったりする。歩行困難な方が、単純に身体障害者であると思われるようであれば弊害があると思う。また、障害者を三障害としている中で、身体障害に限定すると批判されかねない。
- ・（事務局）対象者について補足すると、歩行困難だけではなく、家にも風呂がない方、家に風呂があっても自分では入れない方について、訪問入浴車が自宅に来て入浴する。また、この事業は地域生活支援事業の任意事業のサービスであり、限られた予算の中で優先度が高いものや拡充するもの、見直しできるものなどについて検討し、判断させていただいた。

- ・(事務局) 年々国や県の補助金が減り、また市の厳しい財政状況のもと、日中一時など障害のある方のニーズが高い事業を優先する中で、どうしても一定のサービスを制限せざるを得ない状況にある。ニーズが高いところやより重要度が高いところに重点配分しなければならないという事情があることを理解してほしい。訪問入浴サービスについては、誤解を受けないよう留意して説明していきたい。

#### 委員

- 訪問入浴サービスについて、知的障害者や精神障害者についてはコミュニケーションやプライベート上の問題があり、障害の特性からいってサービスの利用は困難だと思う。このような方々は違うサービスや関係性のあるサービスを利用していただきたいということになる。

#### 議決

審議案件(2)「平成26年度の主な取組み」について、全会一致で了承された。

#### 報告事項(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

事務局から資料3に基づき説明

#### 質疑応答

なし

#### 報告事項(2) 「障害」の「害」の字のひらがな表記について

事務局から資料4に基づき説明

#### 質疑応答

##### 委員

- 「障害」の「障」の字についてはどうか。
- ・(事務局) 今回の表記の変更については、「害」の字だけを対象としている。全国的にも「障害」の「害」の字をひらがな表記しており、「障」の字は漢字表記である。

##### 委員

- 時代が変われば、「障」もひらがなになったり、別な言葉になったりもする。

委員

●障害者団体からは何か意見があったのか。

・(事務局) 団体からはなかった。これまでの他の自治体の取組み等を踏まえ、市自らが判断した。

委員

●手をつなぐ育成会もそうだが、団体では特に議論していない。気配りしていただき、ありがたい。

### 報告事項(3) 国の制度改正について

事務局から資料5に基づき説明

#### 質疑応答

なし